

## 付 議 第 2 号

### 高知県立学校職員等被服貸与規則の一部 を改正する規則議案

高知県立学校職員等被服貸与規則の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

#### 高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

# 高知県立学校職員等被服貸与規則の一部を改正する規則 の概要

## 1 改正の目的

貸与の目的及び基準の明確化を図るため高知県立学校職員等被服貸与規則の一部を改正するもの。

## 2 改正の主な内容

(1) 規則の題名を「高知県立学校職員被服貸与規則」に改める。

(2) 貸与目的の明確化（第1条）

(3) 貸与期間の延長（新設）（第3条）

「所属長は、業務の状況又は被服の損耗の程度により適当であると認めたときは、当該被服の貸与期間を1年に限り延長することができる。」

(4) 貸与状況の管理（新設）（第7条）

「所属長は、被服を貸与した職員の職名及び氏名並びに貸与した被服の品目、数量、貸与年月日、返納年月日等を記載した台帳等により被服の貸与の状況を明らかにしておかなければならない。」

(5) き損等の報告及び再貸与（新設）（第8条）

(6) 様式の制定及び改正（別記）

## 3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

## 教育委員会規則

高知県立学校職員等被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

### 高知県教育委員会規則第 号

#### 高知県立学校職員等被服貸与規則の一部を改正する規則

高知県立学校職員等被服貸与規則（昭和46年高知県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 高知県立学校職員被服貸与規則

第1条中「県立学校」を「高知県立学校」に、「職員のうち、」を「職員（」に、「職員（」を「職員に限る。」に、「に対し、」を「に対する職務の遂行上必要な」に、「を貸与することについて」を「の貸与及びその管理に関し」に改める。

第2条の見出し中「被服の」を削り、同条中「以下」を「第11条において」に改め、「別に」を削る。

第3条の見出しを「（貸与の基準等）」に改め、同条第1項中「、貸与する」を「並びに貸与する」に、「別表第1及び別表第2の」を「別表に定める」に改め、同条第2項中「、被服」を「当該被服」に、「別表第2に掲げる被服」を「当該被服」に、「当初」を「当該引き続いて貸与した被服を当初に」に改め、同条第3項中「貸与期間が」を「貸与した被服の貸与期間が」に、「の満了に係る」を「が満了した」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 所属長は、業務の状況又は被服の損耗の程度により適当であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該被服の貸与期間を1年に限り延長することができる。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「所属長は、職員から被服貸与の申出を受けたときは、別記様式による申請書を教育長」を「職員は、被服の貸与を受けようとするときは、別記第1号様式による被服貸与申請書を所属長」に改め、同条を第4条とする。

第7条の見出しを「（着用義務）」に改め、同条第1項中「勤務時間中（出張等による外出の場合を除く。）これを着用するものとする」を「その業務に従事するときは、原則として当該被服を着用しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、産業教育実習船土佐海援丸（以下「土佐海援丸」という。）の職員にあつては、土佐海援丸の船長の指示に従い着用するものとする。

第7条第2項を削り、同条を第5条とする。

第8条の見出しを「（管理責任）」に改め、同条第1項中「、

被服」を「、当該被服」に、「き損又は汚損したときは、」を「き損し、又は汚損したときは、速やかに当該被服の」に改め、同条第2項中「、被服」を「、当該被服」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

(貸与状況の管理)

第7条 所属長は、被服を貸与した職員の職名及び氏名並びに貸与した被服の品目、数量、貸与年月日、返納年月日等を記載した台帳等により被服の貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

(き損等の報告及び再貸与)

第8条 被服の貸与を受けた職員は、当該被服をき損し、又は紛失したときは、速やかに別記第2号様式による貸与被服き損(紛失)届により所属長に報告しなければならない。

2 職員は、貸与を受けた被服をき損し、若しくは紛失した場合において被服の再貸与を受けようとするとき又は第10条の規定により返納した被服の再貸与を受けようとするときは、別記第3号様式による被服再貸与申請書を所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前項の規定による申請があつた場合において必要があると認めるときは、被服を再貸与することができる。

第9条中「自己の責」を「自己の責め」に、「貸与を受けた被服」を「当該被服」に、「これを」を「その損害を」に改める。

第10条第1項中「職員は、」を「職員は、当該被服の」に、「該当する」を「該当した」に、「すみやかに当該貸与を受けた被服」を「速やかに別記第4号様式による貸与被服返納届を添えて当該被服」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「退職した」を「退職し、又は休職した」に改め、同項第3号中「その他所属長から」を「所属長から貸与を受けた被服の」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 貸与されるべき職務以外の職務に配置換えされたとき。

第10条第2項を削る。

第11条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「貸与」を「貸与及びその管理」に改め、「別に」を削る。

別記様式及び別表を削る。

附則の次に次の別表及び別記様式を加える。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県立学校職員等被服貸与規則の規定により貸与している被服については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

職員の範囲	品目	数量	貸与期間
土佐海援丸に勤務する職員及び実習指導のため乗り組む職員 (司厨員を除く。)	制服(夏)	1	3
	制服(冬)	1	5
	制帽	1	5
	肩章	1	5
	作業服	1	1
	作業衣(夏)	1	1
	作業衣(冬)	1	1
	作業帽	1	1
	雨ガッパ	1	1
	防寒着	1	1
	作業靴	1	1
	ゴム長靴	1	1
	土佐海援丸に勤務する職員及び実習指導のため乗り組む職員 (司厨員に限る。)	制服(夏)	1
制服(冬)		1	5
制帽		1	5
肩章		1	5
作業服		1	1
作業衣(夏)		1	1
作業衣(冬)		1	1
作業帽		1	1
雨ガッパ		1	1
防寒着		1	1
作業靴		1	1
ゴム長靴		1	1
調理衣		1	1
調理帽		1	1
高知県立学校に勤務する実習助手及び農場助手	作業服(夏)	1	2
	作業服(冬)	1	2
高知県立学校に勤務する調理員	調理衣(夏)	2	2
	調理衣(冬)	2	2
	作業帽	2	2

- 備考 1 数量の単位は組、個、着又は足と、貸与期間の単位は年とする。  
 2 高知県立学校に勤務する実習助手に貸与する作業服については、白衣とすることができるものとする。

別記

第1号様式 (第4条関係)

被服貸与申請書

年 月 日

所属長 様

申請者 所属  
職名  
氏名

印

下記のとおり被服の貸与を受けたいので、高知県立学校職員被服貸与規則第4条の規定により申請します。

記

品目	規格	数量	貸与の申請事由

※処理欄

上記のとおり申請がありましたので、被服を貸与してよろしいでしょうか。

所属長				担当
貸与年月日	年 月 日	申請者受領印		
台帳記載年月日	年 月 日			

第2号様式 (第8条関係)

貸与被服き損 (紛失) 届

年 月 日

所属長 様

届出者 所属  
職名  
氏名

印

下記のとおり貸与を受けた被服をき損した (紛失した) ので、高知県立学校職員被服貸与規則第8条第1項の規定により報告します。

記

品目	規格	数量	き損の程度及び理由又は紛失の理由

第3号様式 (第8条関係)

被服再貸与申請書

年 月 日

所属長 様

申請者 所属  
職名  
氏名

印

下記のとおり被服の再貸与を受けたいので、高知県立学校職員被服貸与規則第8条第2項の規定により申請します。

記

品目	規格	数量	再貸与の申請事由

※処理欄

上記のとおり申請がありましたので、被服を再貸与してよろしいでしょうか。

所属長				担当
再貸与年月日	年 月 日		申請者受領印	
台帳記載年月日		年 月 日		

第4号様式 (第10条関係)

貸与被服返納届

年 月 日

所属長 様

届出者 所属  
職名  
氏名

印

高知県立学校職員被服貸与規則第10条の規定により、下記のとおり貸与を受けた被服を返納します。

記

品目	規格	数量	返納の理由

※処理欄

上記のとおり届出がありましたので、返納された被服を受領してよろしいでしょうか。

所属長				担当
返納年月日		年 月 日	担当受領印	
台帳記載年月日			年 月 日	

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県立学校職員被服貸与規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立学校に勤務する職員(常時勤務に服することを要する職員に限る。以下「職員」という。)に対する職務の遂行上必要な制服、作業服等(以下「被服」という。)の貸与及びその管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(制式)

第2条 被服の制式については、高知県教育長(第11条において「教育長」という。)が定める。

(貸与の基準等)

第3条 被服を貸与する職員の範囲並びに貸与する被服の品目、数量及び貸与期間は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の被服の貸与期間は当該被服を貸与した日の属する月の初日をもって始期とし、期間の満了した月の末日をもって終期として計算し、職員の交替により当該被服を引き続いて貸与した場合における貸与期間の計算については、当該引き続いて貸与した被服を当初に貸与した月の初日を始期として計算する。

3 所属長は、業務の状況又は被服の損耗の程度により適当であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該被服の貸与期間を1年に限り延長することができる。

4 貸与した被服の貸与期間が満了した後、引き続き在職する職員に対しては、当該貸与期間が満了した被服を支給する。

高知県立学校職員等被服貸与規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、県立学校に勤務する職員のうち、常時勤務に服することを要する職員(以下「職員」という。)に対し、制服、作業服等(以下「被服」という。)を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(被服の制式)

第2条 被服の制式については、高知県教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

(貸与する職員の範囲等)

第3条 被服を貸与する職員の範囲、貸与する被服の品目、数量及び貸与期間は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の被服の貸与期間は、被服を貸与した日の属する月の初日をもって始期とし、期間の満了した月の末日をもって終期として計算し、職員の交替により別表第2に掲げる被服を引き続いて貸与した場合における貸与期間の計算については、当初貸与した月の初日を始期として計算する。

3 貸与期間が満了した後、引き続き在職する職員に対しては、当該貸与期間の満了に係る被服を支給する。

(貸与の申請)

第4条 職員は、被服の貸与を受けようとするときは、別記第1号様式による被服貸与申請書を所属長に提出しなければならない。

(着用義務)

第5条 被服の貸与を受けた職員は、その業務に従事するときは、原則として当該被服を着用しなければならない。ただし、産業教育実習船土佐海援丸(以下「土佐海援丸」という。)の職員にあつては、土佐海援丸の船長の指示に従い着用するものとする。

(管理責任)

第6条 被服の貸与を受けた職員は、当該被服を常に善良に管理し、き損し、又は汚損したときは、速やかに当該被服の補修、洗たく等を行わなければならない。

2 被服の貸与を受けた職員は、当該被服を譲渡し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。

(貸与状況の管理)

第7条 所属長は、被服を貸与した職員の職名及び氏名並びに貸与した被服の品目、数量、貸与年月日、返納年月日等を記載した台帳等により被服の貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

(着用期間)

第4条 夏冬の着用区分のある被服の着用期間は、次のとおりとする。ただし、所属長は気候その他の状況によりこの期間を伸縮し、又は変更することができる。

夏服 6月1日から9月30日まで

冬服 10月1日から翌年5月31日まで

(費用の負担)

第5条 別表第1に掲げる被服の貸与を受ける職員は、その購入に要した費用の30パーセントに相当する額を負担するものとする。

(貸与の申請)

第6条 所属長は、職員から被服貸与の申出を受けたときは、別記様式による申請書を教育長に提出しなければならない。

(被服の着用)

第7条 被服の貸与を受けた職員は、勤務時間中(出張等による外出の場合を除く。)これを着用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、産業教育実習船土佐海援丸の職員については、船長の指示に従い着用するものとする。

(被服の管理)

第8条 被服の貸与を受けた職員は、被服を常に善良に管理し、き損又は汚損したときは、補修、洗たく等を行わなければならない。

2 被服の貸与を受けた職員は、被服を譲渡し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。

(き損等の報告及び再貸与)

第8条 被服の貸与を受けた職員は、当該被服をき損し、又は紛失したときは、速やかに別記第2号様式による貸与被服き損(紛失)届により所属長に報告しなければならない。

2 職員は、貸与を受けた被服をき損し、若しくは紛失した場合において被服の再貸与を受けようとするとき又は第10条の規定により返納した被服の再貸与を受けようとするときは、別記第3号様式による被服再貸与申請書を所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前項の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、被服を再貸与することができる。

(弁償の義務)

第9条 被服の貸与を受けた職員は、自己の責めに帰すべき理由により当該被服をき損し、又は紛失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(返納)

第10条 被服の貸与を受けた職員は、当該被服の貸与期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに別記第4号様式による貸与被服返納届を添えて当該被服を所属長に返納しなければならない。

- (1) 退職し、又は休職したとき。
- (2) 6月以上勤務に服することができなくなったとき。
- (3) 貸与されるべき職務以外の職務に配置換えされたとき。
- (4) 所属長から貸与を受けた被服の返納を命ぜられたとき。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、被服の貸与及びその管理に関し必要な事項は、教育長が\_\_\_定める。

(弁償の義務)

第9条 被服の貸与を受けた職員は、自己の責に帰すべき理由により貸与を受けた被服をき損し、又は紛失したときは、これを弁償しなければならない。

(返納)

第10条 被服の貸与を受けた職員は、貸与期間中に次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに当該貸与を受けた被服を所属長に返納しなければならない。ただし、教育長は、別表第1に掲げる被服の貸与を受けた職員が退職する場合において、当該被服を譲与することが適当であると認めるときは、これを譲与することができる。

- (1) 退職したとき。
- (2) 6月以上勤務に服することができなくなったとき。

(3) その他所属長から返納を命ぜられたとき。

2 前項の返納を受けた所属長は、別記様式による返納書を当該被服に添え教育長に返納しなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、被服の貸与に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表(第3条関係)

職員の範囲	品目	数量	貸与期間
土佐海援丸に勤務する職員及び実習指導のため乗り組む職員(司厨員を除く。)	制服(夏)	1	3
	制服(冬)	1	5
	制帽	1	5
	肩章	1	5
	作業服	1	1
	作業衣(夏)	1	1
	作業衣(冬)	1	1
	作業帽	1	1
	雨ガッパ	1	1
	防寒着	1	1
	作業靴	1	1
	ゴム長靴	1	1
	土佐海援丸に勤務する職員及び実習指導のため乗り組む職員(司厨員に限る。)	制服(夏)	1
制服(冬)		1	5
制帽		1	5
肩章		1	5

	作業服	1	1
	作業衣 (夏)	1	1
	作業衣 (冬)	1	1
	作業帽	1	1
	雨ガッ パ	1	1
	防寒着	1	1
	作業靴	1	1
	ゴム長 靴	1	1
	調理衣	1	1
	調理帽	1	1
高知県立学校に勤務する実習助手及び農場助手	作業服 (夏)	1	2
	作業服 (冬)	1	2
高知県立学校に勤務する調理員	調理衣 (夏)	2	2
	調理衣 (冬)	2	2
	作業帽	2	2

備考 1 数量の単位は組、個、着又は足と、貸与期間の単位は年とする。

2 高知県立学校に勤務する実習助手に貸与する作業服については、白衣とすることができるものとする。

別表第1(第3条、第5条、第10条関係)

被服を貸与する職員の範囲	貸与被服の品目	数量	貸与期間	備考
産業教育実習船土佐海援丸に勤務する職員及び実習指導のため乗り組む職員	制服(冬)	1	5	
	制服(夏)	1	3	
	制帽	1	5	

別表第2(第3条関係)

被服を貸与する職員の範囲	貸与被服の品目	数量	貸与期間	備考
高知県立学校の管理運営に関する規則施行細則(昭和32年7月高知県教育長訓令第2号)第6条に規定する守衛	制服(夏)	1	2	
	制服(冬)	1	3	
	外套	1	5	
	制帽	1	4	
県立学校に勤務する実習助手及び農場助手	作業服(夏)	1	2	
	作業服(冬)	1	2	
県立学校に勤務する調理員	調理衣(夏)	2	2	
	調理衣(冬)	2	2	
	作業帽	2	2	

第1号様式(第4条関係)被服貸与申請書

[別紙参照]

第2号様式(第8条関係)貸与被服き損(紛失)届

[別紙参照]

第3号様式(第8条関係)被服再貸与申請書

[別紙参照]

第4号様式(第10条関係)貸与被服返納届

[別紙参照]

<u>産業教育実習船土佐海援丸に勤務する職員及び 実習指導のため乗り組む職員</u>	作業衣	1	1	
	ゴムカッ パ	1	1	
	作業帽	1	1	
	ゴム長靴	1	1	

別記様式(第6条、第10条関係)被服貸与申請書/(貸与被服返納書)

[別紙参照]

新

別記  
第1号様式(第4条関係)

被服貸与申請書

年 月 日

所属長 様

申請者 所属  
職名  
氏名 ㊟

下記のとおり被服の貸与を受けたいので、高知県立学校職員被服貸与規則第4条の規定により申請します。

記

品目	規格	数量	貸与の申請事由

17

※処理欄

上記のとおり申請がありましたので、被服を貸与してよろしいでしょうか。

所属長				担当
貸与年月日	年 月 日	申請者受領印		
台帳記載年月日	年 月 日			

旧

別記様式(第6条、第10条関係)  
被服貸与申請書/(貸与被服返納書)  
[別紙参照]

(注:この様式は、正式には別表の前の登載ですが、便宜上本規則の末尾に登載させていただいております。)

別記様式(第6条、第10条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

所属長 印

被服貸与申請書  
(貸与被服返納書)

下記のとおり、高知県立学校職員等被服貸与規則 第6条(第10条)の規定により、貸与の申請を  
します。(貸与被服の返納)

記

職名	氏名	性別	品目	型式	申請者印	備考

新

第2号様式 (第8条関係)

貸与被服き損 (紛失) 届

年 月 日

所属長 様

届出者 所属  
職名  
氏名

㊦

下記のとおり貸与を受けた被服をき損した (紛失した) ので、高知県立学校職員被服貸与規則第8条第1項の規定により報告します。

記

品目	規格	数量	き損の程度及び理由又は紛失の理由

新

第3号様式 (第8条関係)

被服再貸与申請書

年 月 日

所属長 様

申請者 所属  
職名  
氏名

㊟

下記のとおり被服の再貸与を受けたいので、高知県立学校職員被服貸与規則第8条第2項の規定により申請します。

記

品目	規格	数量	再貸与の申請事由

19

※処理欄

上記のとおり申請がありましたので、被服を再貸与してよろしいでしょうか。

所属長				担当
再貸与年月日	年	月	日	申請者受領印
台帳記載年月日	年 月 日			

新

第4号様式 (第10条関係)

貸与被服返納届

年 月 日

所属長 様

届出者 所属  
職名  
氏名

㊤

高知県立学校職員被服貸与規則第10条の規定により、下記のとおり貸与を受けた被服を返納します。

記

品目	規格	数量	返納の理由

※処理欄

上記のとおり届出がありましたので、返納された被服を受領してよろしいでしょうか。

所属長				担当
返納年月日	年 月 日	担当受領印		
台帳記載年月日	年 月 日			

20

# 被服貸与規則の一部改正について

総務福利課

## 1 改正の趣旨、目的

平成 20 年度の監査委員による行政監査の指摘

- ① 貸与の目的及び基準の明確化
- ② 管理規定の整理
- ③ 貸与期間の見直し及び貸与期間満了前の再貸与の検討
- ④ 管理台帳の整備などの所属管理事務の明確化 など

を踏まえ、知事部局に準じて「高知県立学校職員等被服貸与規則」及び「高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則」の一部を改正する。

## 2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日

## 3 現行規則での貸与被服

\* 「高知県立学校職員等被服貸与規則」

被服を貸与する職員の範囲	貸与被服の品目	数量	貸与期間	予算計上課	対象者数
土佐海援丸に勤務する職員 及び実習指導乗組員  <整理>	制服(冬)、制帽、 肩章	1	5	高等学校課	18
	制服(夏)	1	3		
	作業衣、作業帽、 ゴムガッパ、ゴム 長靴	1	1		
県立学校守衛  <削除>	制服(夏)	1	2	高等学校課	0
	制服(冬)	1	3		
	外套	1	5		
	制帽	1	4		
県立学校実習助手及び農場 助手	作業服(夏冬)	1	2	総務福利課	122
県立学校調理員	調理衣(夏冬)、 作業帽	2	2	総務福利課	8

\* 「高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則」

文化財等調査、保存修理等の 業務に従事するもの	作業服(夏冬)、ゴ ム長靴、作業靴	1	2	文化財課	9
	雨ガッパ、防寒着	1	3		

## 4 一部改正の概要

(1) 「県立学校」「事務局」共通事項

ア 貸与目的の明確化(文言追加) (新規則第 1 条)

「職務の遂行上必要な被服等の貸与及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。」

イ 貸与期間の延長(新設) (新規則第 3 条)

「所属長は、業務の状況又は被服の損耗の程度により適当であると認めるときは、当該被服の貸与期間を 1 年に限り延長することができる。」

ウ 貸与状況の管理（新設）（新規則第7条）

「所属長は、被服を貸与した職員の職名及び氏名並びに貸与した被服の品目、数量、貸与年月日、返納年月日等を記載した台帳等により被服の貸与の状況を明らかにしておかなければならない。」

エ き損等の報告及び再貸与（新設）（新規則第8条）

オ 着用期間の指定（削除）（現行規則第4条）

夏服 : 6 / 1 ~ 9 / 30

冬服 : 10 / 1 ~ 5 / 31

カ 様式の制定及び改正（別記）

(2) 「県立学校」

ア 規則の題名を「高知県立学校職員被服貸与規則」に改める。

イ 貸与申請の流れ

改正前（現行規則第6条）：（個人からの申し出をとりまとめ）所属長 ⇒ 教育長

改正後（新規則第4条）： 職員 ⇒ 所属長

ウ 権限規定

総務福利課長の専決（教育長の権限に属する事務決裁規程の改正）



学校長への事務委任（県立学校長に対する事務委任規程の改正）

エ 被貸与職員の費用負担規定の削除

土佐海援丸の乗組員に貸与される制服、制帽、肩章については、購入費用の30%を被貸与者が負担（現行規則第5条）

⇒ 削除

オ 土佐海援丸の乗組員に貸与される制服、制帽、肩章について、被貸与職員が退職する場合、当該被服を譲与することができる。（現行規則第10条ただし書）

⇒ 削除

カ 土佐海援丸の乗組員に貸与する被服の品目を実態にあわせる。（別表）

⇒ 別表を改正（貸与品と乗組員の安全確保のために管理者が備え置くべき船内備品類（ヘルメット、ライフジャケット、安全靴等）との整理を行う。）

キ 県立学校守衛への被服貸与を取りやめる。（別表）

⇒ 別表を削除（守衛業務の外部委託等により、守衛の職なし。）

ク 高知県立学校に勤務する実習助手の作業服（別表、備考2）

⇒ 実態に即して、白衣とすることができる規定を追加する。

(3) 「事務局」

ア 貸与申請の流れ

改正前 職員 ⇒ 課長

改正後 職員 ⇒ 所属長

イ 権限規定

総務福利課長の専決 ⇒ 文化財課長への委任

○教育長の権限に属する事務決裁規程の改正